

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第96号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第25条」に改める。

第21条中「別記様式」を「第1号様式」に改める。

第23条中「都市計画局住宅担当局長」を「都市計画局住宅政策担当局長」に改め、同条を第25条とする。

第22条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理に係る特例)

第24条 第3条、第5条第1項（第15条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項、第7条第1項、第8条（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第10条から第12条まで、第13条第2項、第14条、第15条第2項、第16条、第18条並びに第19条第2項の規定による書類（条例第37条の規定により指定管理者が管理する市営住宅等に係るものに限る。）の提出は、指定管理者を経由して行うことができる。

第21条の次に次の1条を加える。

(納入の通知書の様式)

第22条 市営住宅に係る歳入金を収入しようとする場合における納入の通知書の様式は、第2号様式とする。

別記様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

口座番号	加入者名
------	------

納 入 通 知 書 書 (公)

年度		会 計		住宅世帯番号		対象年月	
				棟	号	履 歴	
款	項	目	節	節	節	細 節	

下記の金額を納入してください。

【 年 月 分】

納期 年 月 日まで

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

京都市長



上記の金額を領収しました。

証券による納付の場合、証券金額の支払が
なかったときは、この領収書は失効します。

京都市指定金融機関
京都市収納代理金融機関
京都市区会計管理者

(納入場所)

受 入 日 付 印

(納入者保管)

口座番号	加入者名
------	------

領 収 済 通 知 書 (公)

歳入出別		市 区 別		年 度		会 計		住宅世帯番号		履 歴	
								棟	号		
款	項	目	節	節	節	細 節					

所 属

ユ ニ コ ド

備 考

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を収納したので通知します。

京都市指定金融機関
京都市収納代理金融機関
京都市区会計管理者

取りまとめ局

納期 年 月 日まで

受 入 日 付 印

(市町村保管)

口座番号	加入者名
------	------

原 符 (公)

歳入出別		市 区 別		年 度		会 計		住宅世帯番号		履 歴	
								棟	号		
款	項	目	節	節	節	細 節					

対 象 年 月

納期 年 月 日まで

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

日 計	受 入 日 付 印
口 数	
金 額	

(金融機関等保管)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)